

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

9. 段階的な引上げについて

No.	質問	回答	備考
1	令和6年10月以降に一度59円の賃上げをしたが、今回の話を受けて、さらに1円の臨時昇給をした場合に対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>令和7年9月30日までの給与算定期間において、追加で賃金を引き上げた分は対象となります。ただし、申請の際には以下の賃金台帳の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前月分として…給与算定期間がR6.9/1～30 ・ 賃上げ月分として…給与算定期間がR7.3/1～31 ・ 補助資料として…給与算定期間がR6.10/1～31 <p>※引上げ月の前月の賃金台帳を原則としているので、例外的な提出資料を認めている事例については、当該事由を確認するために書類の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 893円の金額はその時点での時給額 ・ 893円で囲まれた期間の時給額を、前月の時給額として計算 ・ 952円で囲まれた期間の時給額を、賃上げ月の時給額として計算
2	対象期間外の月をまたいで段階的に引上げを行った場合、対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>対象外となります。</p> <p>1度目の引上げが対象期間外である令和6年9月以前のため、本支援金においては段階的な賃上げと認められません。</p> <p>※例の場合、令和6年11月以降に、追加で50円以上の賃上げを行った場合は対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 943円 (定期昇給)の金額はその時点での時給額